喜多方市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新婚世帯の住宅の取得、リフォーム及び賃借並びに引越等の新生活に要する費用を支援することにより婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、本市における少子化対策の推進を図ることを目的として、新婚世帯に対し予算の範囲内において喜多方市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成 18 年喜多方市規則第 48 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　新婚世帯

申請する日の属する年度の前年度の１月１日から当該年度の３月 31 日までの間（以下「対象期間」という。）において婚姻届を提出した、または受理された夫婦の世帯をいう。

⑵　継続補助対象世帯

前年度に本補助金の交付決定を受けた新婚世帯であって、当初交付決定を受けた年度における補助上限額から既に交付された補助金額を減じて得た額を上限として、次年度の補助を申請することができる世帯をいう。

⑶　賃貸住宅

夫婦のいずれか若しくは夫婦の勤務先が契約名義人及び支払者となる賃貸借契約により自己の居住の用に供するために賃貸される住宅をいう。

⑷　住居費

申請する日の属する年度の４月１日から当該年度の３月 31 日までの間（以下「交付対象期間」という。）に支払った、婚姻に伴い新たに市内に住宅を取得する費用（新築する場合の工事請負費を含む）、住宅のリフォーム費用（住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。 ただし、倉庫、車庫等に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。）及び市内の賃貸住宅の賃貸借契約に基づき要した敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費、鍵交換の費用、清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料等をいう。

⑸　引越費用

交付対象期間に、婚姻に伴う引越しに要した費用のうち、家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用として、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

（補助金の交付対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1)　夫婦共に婚姻日（婚姻届の届出日をいう。）における年齢が 39 歳以下であること。

(2)　補助金の申請日の属する年度の所得証明書をもとに算出した夫婦の所得額の合計が 500 万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した夫婦の合計所得額から申請日の属する年度の前年に納付された貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(3)　補助金の申請日において夫婦の双方が本市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地であること。ただし、夫婦の一方が申請に係る住宅の所在地に住民登録を有した後、やむを得ない事情で住民登録を異動した場合はこの限りではない。

(4)　住宅及び引越について他の公的制度による補助等を受けていないこと。

(5)　過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、以下に掲げる場合を除く。

ア　過去に補助金を受給していた夫婦が離婚し、その一方が再婚した場合であって、その離婚日が再婚姻日から起算して１年以上経過している場合。

イ　継続補助世帯である場合。

(6)　市税を滞納していないこと。

(7)　夫婦の双方が、以下アからウのいずれかを満たしていること。

ア　市が指定するライフデザイン等に関する Web 講座の受講を修了していること。

イ　医療機関でプレコンセプションケア健診を受診したことが確認できること。

ウ　医療機関において妊娠・出産に関する相談を行ったことが確認できること。

(8)　喜多方市暴力団排除条例（平成 24 年喜多方市条例第 32 号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。

(9)　その他、市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

（補助金の交付対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

２　住居費のうち、住宅の取得費用については、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して過去１年以内である住宅の取得費用を対象とする。

３　住居費のうち、住宅のリフォーム費用については、婚姻日より前に実施した住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォームをした日が婚姻日から起算して過去１年以内であるリフォーム費用を対象とする。

４　住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取扱いは、次の各号のとおりとする。

⑴　夫婦が勤務先から住宅手当等の支給を受けている場合は、当該手当分を除くものと

する。

⑵　夫婦の一方が婚姻前に賃貸借契約し居住していた賃貸住宅について、婚姻日から起算して過去１年以内に他方が後に居住し、同居を開始した場合は、婚姻を機として同居を開始したものとみなし、当該同居開始日（住民票における夫婦の住所が同一になった日）以降に支払った費用を対象とする。

⑶　夫婦が婚姻前に新たに物件を賃借し、婚姻日から起算して過去１年以内に同居を開始した場合は、婚姻を機として同居を開始したものとみなし、当該物件の賃貸借契約に基づく費用を対象とする。

５　引越費用のうち、婚姻前から夫婦が同居している場合において、婚姻日から起算して過去１年以内に婚姻を機として同居を開始したことが明らかな場合は補助対象とする。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額の合計額とし、上限額は、次の各号に定める額とする。

⑴　夫婦共に婚姻日における年齢が 29 歳以下の新婚世帯 60 万円

⑵　前号以外の新婚世帯 30 万円

⑶　第３条第２号に規定する世帯　交付決定前年度の補助上限額から前年度交付決定補助金額を差し引いて得た額

２　前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請する日の属する年度の７月１日から、当該年度の３月 31 日までに、喜多方市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　婚姻届受理証明書又は戸籍謄本（申請日から起算して過去３ヶ月以内に取得したもの）

⑵　住民票の写し（夫婦双方の住所、世帯主、続柄が記載されたもので、申請日から起算して過去３ヶ月以内に取得したもの。）

⑶　夫婦の所得証明書（市区町村長が発行する申請日の属する年度（前年分）の所得を証明するもの。課税がない者にあっては非課税証明書）

⑷　夫婦の本市分の納税証明書

⑸　貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（第３条第２号のただし書に該当する場合）

⑹　住宅の売買契約書及び領収書等の写し（住宅を購入した場合）

⑺　住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を新築又はリフォームした場合）

⑻　ローン契約書及び領収書等の写し（前６号、7 号の契約がローン支払いであった場合）

⑼　住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅を賃借した場合）

⑽　引越費用に係る領収書等の写し（引越費用がある場合）
⑾　住宅手当支給証明書（第２号様式）（住宅を賃借した場合であって、かつ、補助対象経費として申請する経費の期間中に給与所得者であった場合）
⑿　同意書兼誓約書（第３号様式）
⒀　その他市長が必要と認める書類
２　前項で規定する書類について、継続補助世帯にあっては、当初交付決定を受けた年度に提出した書類（婚姻届受理証明書、所得証明書など）により、次年度の補助申請において、交付対象世帯であることが確認できる場合については、これを省略することができるものとする。ただし、転居など直近の夫婦の状況を確認するため必要がある場合は、その旨を証する書類を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、喜多方市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第８条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、喜多方市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第９条 市長は、規則第 16 条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
２ 市長は、規則第 17 条の規定により、前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の交付手続の特例）

第 10 条 補助金の交付に係る手続については、規則第 13 条に規定する手続を省略するものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。